

# IT導入補助金2020（特別枠）

＜令和元年度補正・令和2年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業＞

2020.6.17

北海道経済産業局

# IT導入補助金ってどんな補助金？

## 【通常枠（A・B類型）】（令和元年度補正）

中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア・サービス等）を導入するための事業経費の一部を補助

## 【特別枠（C類型）】（令和二年度補正）

新型コロナウイルス感染症が事業環境に影響を及ぼしている中、テレワーク環境整備等の前向きな投資を支援（通常枠よりも補助率を引き上げるなどの特例措置あり）

# Q：よく聞かれること

- 申請者とIT導入支援事業者による連携申請  
⇒ 申請前に、ITベンダー・ITツールの登録が必要
- 電子申請  
⇒ 「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要（3-4週間程度）
- PCは購入不可  
⇒ レンタルのみ対象 ※札幌市「テレワーク等導入補助金」（～6/30）で購入可能
- ECサイトは構築可能  
⇒ A・B類型はNGだが、C類型のみ可
- 申請要件に「賃上げ要件」が追加  
⇒ 未達の場合は補助金返還（類型によって補助率1/2～3/4）

# 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算案額 1,000億円

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816  
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036  
 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。
- 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

### 成果目標

- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 【各補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）】

特別枠（類型B・C）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → <b>3/4</b>
	<b>【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※</b>		
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → <b>3/4</b>
	<b>【事業再開枠】50万円・定額(10/10)</b>		
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → <b>3/4</b>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。  
 ※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

**【事業再開枠の対象】** ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費  
 消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

**【特別枠の申請要件】** ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

#### 類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと  
 （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

#### 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと  
 （例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からE C販売へのシフト）

#### 類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること  
 （例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

# 特別枠（C類型）の主なポイント

## ・補助率が3/4（ツールの組み合わせによっては2/3）

（ただし、補助対象経費の1/6が特定のツール要件に合致する必要あり。）

## ・ハードウェアのレンタル費が補助対象（通常枠では対象外）

（ハードウェアのレンタルのみの導入は不可。リース契約・購入費用は対象外。）

## ・遡及可能申請期間（2020年4月7日～（期限設定なし））を特設

補助対象経費	ソフトウェア費、導入関連費、 <b>ハードウェアレンタル費</b>
補助率	<b>3/4 or 2/3（ツールの組み合わせによって異なる）</b>
補助上限額・下限額	上限額：450万円、下限額：30万円
公募期間 （最新）	<b>2020年5月11日（月）～7月10日（金）</b> ※今回の公募以降も2020年12月下旬（予定）までに複数回の公募・交付決定を行う予定  （ 緊急対応：～3/31（火） 一次〆切：～5/29（金） 二次〆切：～6/12（金） 三次〆切：～6/26（金） ）

# <申請類型（特別枠）>

導入するツールが満たす要件（甲・乙・丙）と申請額によって、申請類型が異なるので注意

	対象	補助金の申請額	補助率	導入するITツールの要件		審査項目（抜粋）	
				大分類の要件	甲乙丙の要件	加点項目	注意
特別枠	小規模事業者等 中小企業者	30～ 150万未満	2 / 3	大分類Ⅰ から 1つ以上	甲のみに 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> <li>○ 給与・最低賃金増の事業計画策定・表明</li> </ul>	—
	小規模事業者 中小企業者 <small>（保険医療機関、保険薬局、介護サービス業者、社会福祉事業・更生保護事業を行う事業者、学校等）</small>	150～450万				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> </ul>	給与・最低賃金増の事業計画策定・表明は申請要件
	上記以外の中小企業者等					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> </ul>	—
	小規模事業者等 中小企業者	30～ 300万未満	3 / 4		乙or丙 に該当 (1つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> <li>○ 給与・最低賃金増の事業計画策定・表明</li> </ul>	—
	小規模事業者 中小企業者 <small>（保険医療機関、保険薬局、介護サービス業者、社会福祉事業・更生保護事業を行う事業者、学校等）</small>	300～450万				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> </ul>	—
	上記以外の中小企業者等					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画書の承認を取得</li> <li>○ 交付申請時点で地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出</li> <li>○ クラウド導入</li> <li>○ インボイス制度の導入</li> </ul>	給与・最低賃金増の事業計画策定・表明は申請要件

※給与・最低賃金増の目標達成については、特別枠採択事業者に限り、据え置き措置あり

# 補助対象ITツールと申請類型について

- ・あらかじめ事務局に登録されたITツール（事務局に登録されたIT導入支援事業者が提供するもの）の導入費用が補助対象経費となる（遡及適用の場合も同様）
- ・ITツールは大分類Ⅰ～Ⅲに分類され、以下〈ITツールの要件〉①と②に該当するツールの導入経費でなければ補助対象とならないので注意！

大分類Ⅰ ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）		大分類Ⅱ ソフトウェア（オプション）		大分類Ⅲ 役務（付帯サービス）	
小分類	① 顧客対応 販売支援	② 決済・債権債務 資金回収管理	自動化・分析ツール	データ連携ツール	導入 コンサルティング
	③ 調達・供給 在庫・物流	④ 業務固有プロセス	汎用ツール	機能拡張	保守サポート
	⑤ 会計・財務 資産・経営	⑥ 総務・人事・給与・労務 教育訓練・テレワーク基盤	セキュリティ		導入設定 マニュアル作成・ 導入研修
					ハードウェア レンタル

## 〈ITツールの要件〉

- ①登録されたITツールのうち、**大分類Ⅰソフトウェア（業務プロセス・業務環境）**に分類されるITツールを**1つ以上導入**すること。（必須）
- ②導入するITツール（大分類Ⅰ及びⅡ）に**甲・乙・丙の3つのいずれか一つの目的に資するITツールが1つ以上含まれ、当該ツール（ハードウェアレンタルも併せて申請する場合はそれも含めて）の導入にかかる経費が補助対象経費全体の1/6以上**を占めていること。（必須）

**甲**：サプライチェーンの毀損への対応（顧客への製品供給を継続するため）

**乙**：非対面型ビジネスモデルへの転換（非対面・遠隔でサービスを提供するビジネスモデルへ転換するため）

**丙**：テレワーク環境の整備（従業員がテレワークを実践できるような環境を整備するため）

- ③大分類Ⅱ、Ⅲに該当するツールは①、②の条件を満たさない限り申請不可。

⇒**ハードウェアのレンタル導入のみでの申請はできない**ので注意

# <補助対象となるハードウェア>

対象となるハードウェアレンタル費（リース費・購入費は対象外）は以下に限定されているので注意

- A) デスクトップ型PC,ラップトップ型PC,タブレット型PC,スマートフォン
- B) Aのハードウェアに接続し、甲・乙・丙のいずれかの目的に対応したWEBカメラ,マイク,スピーカー,ヘッドセット,ルーター（Wifiルーター・アクセスポイント等）,ディスプレイ,プリンター
- C) 「乙」の目的に対応したキャッシュレス決済端末及び付属品

※ハードウェアのレンタル費用も、IT導入支援事業者により事務局に登録されたツールのみが補助対象  
※レンタル料は、レンタル開始日から1年分までが上限

## (注意) 遡及申請可能期間と補助対象ツールについて

・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の事業環境に大きな影響が出ている中、早急なテレワーク環境の整備や非対面ビジネスへの転換等の必要性等から、**特別枠（C類型）に限り公募開始前の期間を遡及申請可能期間として設定**

**遡及申請可能期間：2020年4月7日（火）～（期限の定めなし）**

・通常、交付決定前の契約等は補助対象とならない（交付決定日以降に事業を実施するケースが対象となる）が、**上記期間中にITツール導入についての契約を実施し、その後、IT導入補助金交付申請までの間に、当該ツールと、それを提供したIT導入支援事業者が事務局に登録された場合に限り、補助対象事業として認める。**

※遡及申請の適用を検討する場合、遡及申請可能期間内の“契約”が必要

（例えば、契約が遡及申請可能期間より前で、納品または支払いのみが当該期間に行われる事業は対象外）

### IT導入支援事業者と登録ITツールの検索方法

IT導入支援事業者とITツール（ソフトウェア）は順次、IT導入補助金HPに掲載・検索ができるようになります。（登録事業者リストは6/16更新で掲載済み。ツール検索機能は6月中に公開予定。）

## IT導入補助金ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>

交付規程・公募要領・交付申請の手引き・IT導入支援事業者一覧はHPからダウンロードしてください。  
※公募要領等は都度更新される可能性がありますので逐次新着情報をご確認ください。

(問合せ先)

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 コールセンター

**0570-666-424**

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝除く）

(注意)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時的にコールセンターの窓口を絞っております。  
混雑状況により繋がりにくくなることが予想されますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  
なお、お問い合わせフォームは引き続きご利用頂けますので、併せてご利用頂きますようお願いいたします。

お問い合わせフォーム

[https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm\\_R1\\_Page](https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page)